〇議長 小田 武人君

6番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

〇議員 6番 妹川 征男君

6番、妹川です。通告書にありますように、本日は4点について質問をしていきたいと思います。

最初に学校教育の保護者負担軽減ということについてですが、皆さん方も十分に御存知のように、日本国憲法や教育基本法には、「義務教育は無償とする」ということを書かれており、でもこの無償という意味は、当時ですね、授業料は不徴収、授業料だけが無償と言われていたわけですが。さまざまな社会的背景等がありまして、昭和44年には、小学校・中学校全生徒に教科書の無償給与が開始され、現在に至っているのです。

私は、高校の教員をしておりましたので、こういう義務教育は無償ではある。しかし、高校ではですね、授業料はとっておりましたし、教科書もとっておりました。しかし、民主党政権のときには、教科書は無償でして、授業料は無償であったけれども、現在は限度額以内であればですね、授業料は無償と、こうなっております。いずれにしろ小学校では、無償給与が開始され、現在に至っている。

そこで、この点については、同じ教育長、同じ教育を、一端を担っていた者同士ですから、ここには、教育長のほうにお答えいただきたいと思いますが。教科書無償給与制度の趣旨は何か。 またどのような歴史的背景があって無償制度になったのか。この辺をお答えいただきたいと思います。

〇議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。教育長。

〇教育長 中島 幸男君

教科書無償の趣旨、今、議員がおっしゃったことなんですが、ちょっと文科省のがありますので、読んでみましょう。義務教育教科書無償給与制度は、憲法第26条に定められている義務教育はこれを無償とするという、義務教育無償の精神をより広く実現する施策として、国が義務教育諸学校の児童・生徒の使用する教科書を無償で給与するという、我が国の未来を担う児童・生徒に対し、国民全体の期待を込めて、実施されているものです。これが趣旨でございます。

制度の経緯でございますけども、教科書の無償給与は、部分的に初めて実施されたのが、昭和26年。昭和26年度に入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律に基づき、小学校第一学年に入学する児童に対して、国語、算数の教科書が無償配付された。これがスタートですね。そして、昭和27年には経費は全額国庫負担として、私立学校の児童にも給与されたという流れがあります。しかしながら、28年の、これ廃止されたようにありますけども、このときは、

その後は、しかし、要保護、準要保護児童・生徒のみ給与される。と、こういう歴史的な流れがあります。昭和37年3月には、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律が成立して、第1条で義務教育諸学校の教科用図書は無償とするという、教科書無償給与の原則を示し、無償措置についての手続は別に法律で定めるとしました。同年、昭和38年に小学校に入学する児童・生徒に対して、全教科の教科書を無償給与するという経緯。こういう流れ。そして、あとちょっと流れがあるんですが、今、議員のおっしゃったように昭和44年でしたっけ、ここで完全になったとこういう経緯がございます。

以上です。

〇議長 小田 武人君

妹川議員。

〇議員 6番 妹川 征男君

そういうふうにして、教科書の役割の重要性から、その使用義務が法律で定められたわけです ね。それで、授業料の無償に準じて教科書を無償にすべきとこういうふうに考えられてきました。 現在、私たち国民、私も皆さん方も含めてですね、国民は教科書の無償は、もう現在当たり前 なんですね。当たり前になった。それで、じゃあその歴史的背景の中にでですね、こういうもの があるんですね。この昭和36年の3月、高知市の長浜地区において、高知市教育委員長、教育 長らも参加した「小中学校教科書タダにする会」の要求大会が長浜小学校で行われた様子を紹介 したものがありますので、御紹介いたしますが。これは、やっぱり国民的運動の源の中でですね、 高知市の長浜地区というところから原点なんですね。それで、ここはこれは高知市立南海中学校 というホームページに出ておるのですが。教科書無償運動常設パネル展示室設置の趣旨と。学校 に展示されているんですよ。教科書無償運動の成果として、新学期を迎える子供たちは、真新し い教科書を手にし、ページをめくりながらこれから始まる勉強に期待を抱き、進級した喜びをか みしめることができます。しかし、今日の若い教職員や保護者をも含め、教科書が無償で配付さ れていることを当然と思い、その経緯を知るものが少なくなってきている現状にあります。さら に、ここ長浜が教科書無償運動発祥の地と言われるゆえん、当時の被差別地域の人々やPTA、 教職員組合、各種団体等が一丸となり、憲法第26条に基づく闘いを展開したことを知る者も少 なくなってきています。本校の「教科書無償運動常設パネル展示室」の趣旨は、子供たちが当時 の貴重な資料等から全国に誇れる教科書無償運動発祥の地である長浜を再認識し、みずからのふ るさとに誇りを持った生き方を身につけていってくれることを願ってのことです。また、私ども 教育に携わるものは我が国における最高法規である憲法を遵守し、遵守させることの意味を提起 したこの闘いから、深く学ばなければならないとの強い思いからでもあります。これ、学校の ホームページなんですね。そして、写真もありますが、長浜地区「小中学校教科書をタダにする

会」の要求大会が長浜小学校講堂で行われ、高知市教育長らも出席した。これは昭和36年の内容なんですけど。こういう憲法26条のですね、無償である。義務教育は無償であるというような、そういう理念をやっぱり実際に実行していく原点であったということなんですね。そういう意味では、私たち大人も子供さんたちもですね、やはり義務教育というのは、学習権を保障する、そういう国からやっぱり保障されているんだと。そういう意味で、そういう視点をこの学校は生徒たちに話すことによって地域に話すことによって、学習権を大事にしようと。怠けるなと、勉強しようという意気込みがこの中にあらわれていると思います。そこで、そういう理想、現実化していったわけですけども。

2番にいきます。義務教育におけるドリル、テストなどの教材費、図工等教材費、社会科見学、PTA会費、学級費、給食費、修学旅行等の積立金、保護者が町及び学校に納める学校教育費はいくらかという問いかけをしておりますが、この視点はですね、私はやはりこの中の一部でも、全額とは言いませんが、全品目とは言いませんが、こういう憲法26条に基づいて保護者負担軽減のために公費負担にすべきものがあるのではないかという視点で質問しております。よろしくお願いします。

〇議長 小田 武人君

学校教育課長。

〇学校教育課長 新開 晴浩君

要旨2についての御質問についてですが、まず小学校6年間では、給食費を含め約42万円弱の保護者負担がございます。そして中学校3年間では、約33万円程度の負担があり、合計約75万円の保護者負担となります。加えて、中学校では制服、体操服、バッグ等を購入する前提でさらに約6万円ほどかかりまして、学級費、修学旅行積立金、給食費、そして中学校の制服代等で9年間で約81万円の保護者負担が生じております。

以上です。

〇議長 小田 武人君

妹川議員。

〇議員 6番 妹川 征男君

今、非常に家庭環境の問題や所得の問題、さまざまな状況の中で、いかに教育費が負担が大きいか、皆さん方も、もう子育てが終わっておられると思われますが、まだまだ20代、30代の方々にはですね、これだけの40万2,000円、33万、七十数万円のですね、校納金を納めているということでですね。それ以外にですね、それ以外にも、年間ですね、やっぱり二、三十万以上はですね、子供たちの教育費がかかっていると思われます。

そこで質問いたしますが、全国の調査では子供の6人に1人が貧困状態とも言われて久しいん

ですが、芦屋町の場合、就学援助、それから教育援助を受けている児童・生徒の数もあるわけですけど、そういう意味で、芦屋町の貧困率またはその子供の6人に1人なのか、就学援助の子供、教育扶助を受けている子供を加えますと、そういう貧困状態と言われている子供が何人に1人なのか。貧困率をつかんでおられますか。

〇議長 小田 武人君

学校教育課長。

〇学校教育課長 新開 晴浩君

まず、平成28年5月1日現在の芦屋町内の小中学生の数ですが、まず小学生が781人、そして中学生が435人、合計で1,216名となっております。そしてその中で、まず就学援助を受けている児童・生徒数ですが、小学校で122名、中学校で78名、計200名となっております。そして加えて、生活保護を受けている世帯の生徒・児童数ですが、小学生20名、中学生が12名、計32名となっております。就学援助、生活保護をあわせますと、約6分の1の生徒・児童がそのような状況であると認識しております。

以上です。

〇議長 小田 武人君

妹川議員。

〇議員 6番 妹川 征男君

私の計算では、小学生の子供が18.2%、それから中学校が20.6%で、小学生の場合は5.5人に1人ではないかな。中学校では5人に1人の計算になるのではないかなと思っていましたけれど、そこにまた。そういうふうに絶対的貧困じゃなくて、相対的貧困という立場でですね、今、児童・生徒の中には、5.5から6人に1人の方々は経済的な困難の中で貧困の子供たちがいるということなんですね。それで、そういうような就学援助にしろ、それから教育扶助を受けている方々のその援助金額ないしは扶助金額、こういうものについてお答えできれば回答お願いしたいと思います。

〇議長 小田 武人君

学校教育課長。

〇学校教育課長 新開 晴浩君

就学援助についてお答えいたします。

まず平成28年度、今年度ですが、学用品等につきまして、小学校では年額約1万3,000から1万5,000円程度、中学校では、年間二万五、六千円程度となっております。学年によって多少異なります。また、給食費につきしては、全額補助となっております。なお、参考までに金額としては、小学校は月4,100円、中学校は月4,800円で、夏休み8月を除

く11カ月分の徴収となっております。

そして、新入学学用品費、これは新1年生に対して支給されるものですが、小学校では現在2万470円、中学校では2万3,550円となっております。そして現在、芦屋町では小学6年生と中学校2年生が修学旅行に行っておりますが、修学旅行費につきましても全額補助、実費支給となっております。

以上です。

〇議長 小田 武人君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

福祉事務所が決定するものでございますけども、教育扶助費について金額をちょっと説明させていただきます。

教育扶助費につきましては、その対象世帯の所得の状況、それからお子さんの学年、時期によって異なっておりますけども、押しなべて、月額上限額ということで御説明させていただければ、小学生は1万円弱ということですね。それから中学生につきましては、1万5,000円弱と言えるような状況でございます。

以上です。(発言するものあり)月でございます。

〇議長 小田 武人君

妹川議員。

〇議員 6番 妹川 征男君

そうなりますと、就学援助、それから、そういう生活保護家庭の皆さんを中心にした教育扶助。結局は教育扶助を受けている方が月1万円なり、中学生1万5,000円前後が、一般家庭の方もそれだけのお金がいるわけですね。それで、就学援助や教育扶助を受けている方々については、本当に経済的困難であるから、もちろん、そういう国や県やまたは町からですね、扶助、補助が出ていると思いますが。じゃあ一般的な家庭でおさまっている方々については、校納金以外にもですね、私の計算でいくと、年間ですね、30万はいくんではないかと思っています。だからそういう意味で、一般家庭の皆さん、この就学援助受給者の所得金額が、基準があるわけですけど、その基準のボーダーラインのちょっと上の方々はですね、それは対象外になってしまっていると。大変な教育費負担だなと思うわけです。そういう意味で、今、義務教育がうたわれて、教科書も無償化されながらですね、授業で使うドリル、実技系の教科道具、楽器、彫刻刀、裁縫セットなどの教材、クラス経営に必要な学級費。私は、この学級費が何でその学校が集めるのかなと疑問でたまりませんが。PTA会費、これは任意団体ですから、入るの入らないのということでいいんでしょうけども。まあいずれにしろ、保護者の費用負担は大きいです。このような状況の中に

あってですね、先ほど言いましたように、教育扶助や就学援助制度を活用して、この子供たちの 学習権を保障しているわけですから、該当する保護者からは安心して教育を受けさせることがで き、喜ばれています。実際にそういう方にお会いしてですね、お話をしたわけですけれど。

しかしながら、それ以外の児童・生徒を持つ保護者については、やっぱり恩恵をこうむるという言い方はおかしいんですが、学習権を保障するためには、そういう保護者に対してもそういう 公費負担をやるべきではないか。

それで、義務教育の諸学校における保護者の負担する教育費に対する支援については、これは 各自治体がその責任において、適切に判断されていると、されていると思いますが、いかがでしょうか。

〇議長 小田 武人君

学校教育課長。

〇学校教育課長 新開 晴浩君

議員御指摘のようにですね、町の基準に基づきまして適切に支援をしているものと認識しております。

以上です。

〇議長 小田 武人君

妹川議員。

〇議員 6番 妹川 征男君

芦屋町は、結婚・出産の希望実現のため、芦屋町出産祝金交付事業とか中学3年生まで医療費の無料化など先進的に進められていることについて敬意を表します。しかしながら、今、少子化現象はますます拍車をかけていると言われています。

それで、全国の自治体の中で、例えば給食費を全額または一部公費負担の取り組みがじわじわと今、進んでいますね。新聞にはたびたび載っていますが。昨年度ではもう55の市町村に増加していると。また、校納金の全額、一部を公費負担にしている自治体も徐々に見受けられてきています。私はどの品目をその公費負担にしてほしいと言っているわけではありません。これはまた学校やPTA役員の方、保護者の方、または議会、執行部等いろいろ検討されてですね、考えていけばいいのですが。

例えば、学校給食法にはですね、前、ある議員が学校給食法の一部補助はどうなのかという話があったと思いますが、その際は学校給食法第11条に基づいて云々と、こう言われておったと思います。その中で、私、調べてみますとですね、その町のことであれば、学校給食を一部負担、公費負担とか全額公費負担というのがなぜできるのかなと思って問い合わせをしたんですよ。やっているところをですね、公費負担にしているところ、一部負担しているところ。そうしたら、

こういう条文があるんですね。「調理施設費や人件費は自治体などの学校施設者が負担し、食材 費は保護者が負担すると定めている。」ですね。「しかし、施行された時の事務次官通達に、自 治体などが食材費を負担することは禁じない旨を明記しており、無償化しても問題ないとの見解 である。」ということなんです。

給食費がですね、今、生徒1,200人ぐらいおりましょう、児童・生徒ですね。一人が大体4万円ぐらいですから、それをかけると何千万もなりますけれど。私は給食費とは言っておりません。要するに教材、授業の中でですね、ドリルとか副読本とかそういうものを授業でやってるわけですね。教科書と同じなんですよ。だから、しかもテスト代が入っていますね。そういうものについては全員生徒が使うんですし、やるんですし、そういうものについてはもう学校、公費負担ということをするのが当たり前じゃないかなと思うわけですね。例えばある新聞はですね、これは、学校は無償化図る自治体もということで、山梨県早川町ですね。これは給食費も修学旅行も卒業アルバム制作費、教材費、卒業制作経費、社会見学費、授業としてのスキー、スケート教室代も公費で賄います。鍵盤ハーモニカもホースは保護者が買います。まあこういうのもあれば、ほかにもいつかあるわけですよ。だからぜひですね、何らかの形でやっていただきたいなと。中島教育長さんは、もろもろの教育問題に関して改革を行われ、また先進的な立場でいろいろ改革されておられますので、ぜひですね、この問題についても率先して父母負担軽減、そして公費負担という形で進めていってほしいなというふうに思いますがいかがでしょう。検討していただきたい。

〇議長 小田 武人君

教育長。

〇教育長 中島 幸男君

私たちとしましては、子どもの貧困というのは非常に大きな問題だと思っております。貧困は何が悪いか、子供たちに何が悪いかとなっておるんですけれども、一つはやっぱり貧困が原因ということで低学力というのが起こっています。そして低学歴。それから本人にとりましては非常に自尊感情が非常に低いと、こういうこともある。それから不安感とかそういうこともありますし、孤立、排除されている意識がある。そういうような点で、子供がやっぱり非常にそういう面ではマイナスのイメージに捉えている。これは何とかせないけんというのは、今の世の中の流れでしょう。ですから政府もいろいろなことをやっていると思います。何しろおっしゃいますように、お金がかかる問題ですから、そういう方向としては、今後なっていくんだろうと思いますけども、国の状況をしっかり見たいと。あわせてですね、やっぱりこの子供たちが、ただこの中では、貧困問題は自己責任論もあるんですね。これは、私はその辺くみしません。それは違うだろうと思っています。しかし、そういう意見も一般にはある。そういうことも含めてですね、慎重

に検討して、そして子供たちが本当に安心、安全な形で学校に通っていく。そして、少なくとも自分の将来をしっかり見据えて、進路をきっちり決めていく。そのことがこの貧困の再生産、もしくは生まないような固定化、再生産を生まないような、そういう子供たちになっていく。そのことが我々の仕事と申しますか、使命だろうと思っております。少なくともそういう点で、子供たちをしっかり頑張らせていきたいというふうに思っています。

以上です。

〇議長 小田 武人君

妹川議員。

〇議員 6番 妹川 征男君

私は、貧困の不経済的な問題の中における貧困の生徒、保護者ではもちろんそうです。それは それで続けて結構なんですけど、一般家庭の方もですね、そちらのほうに就学支援を受けている 方、そういう方々にですね、近づけていくと一般の方々をですね。そういう方向を、私は今回話 をしておきます。そういう方向でお願いしたいなと。それはなぜかと言うと、芦屋町の「芦屋の 子どもは 芦屋で育てる」という、そういう理念がありますね。そういう理念を一層具体化する もの、その具体性のあるものにするために保護者が学校に納めている品目の一部でもね、公費負 担するのはどうだろうかと、そういうことです。

現在、町独自のそういう一般的な子供さんたちに対する施策はあるんですか。

〇議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

学校教育費の保護者負担軽減という趣旨に基づいたことであれば、平成27年10月から始めた通学費補助がございます。

以上です。

〇議長 小田 武人君

妹川議員。

〇議員 6番 妹川 征男君

特に学校教室の中でクラスの中で、子供を相手にですね、先生たち教育する中でですよ、教科 書は無償配付されていますけど、そういうドリルとか計算紙とかテストをですね、テスト代を子 供たちからもらっているわけですから、こういうのは当然、公費負担にすべきですよ。そういう 意味でぜひですね、考えていただきたいなと思います。

次は徴収方法についてお尋ねします。現在、どういうふうな形で徴収をされていますか。

〇議長 小田 武人君

学校教育課長。

〇学校教育課長 新開 晴浩君

大きく分けて2つございます。まず、芦屋町教育委員会が徴収する給食費についてですが、これは、ほとんどの保護者が口座引き落としとなっております。口座振替を希望されない一部の保護者に対しては、納付書を送付し、金融機関の窓口でお支払いいただいております。

2つ目の学校側が徴収する、いわゆる学級費や修学旅行積立金は、集金袋を毎月児童・生徒に 配り、現金を学校に持参、集金する方式となっております。

以上です。

〇議長 小田 武人君

妹川議員。

〇議員 6番 妹川 征男君

私の子供も30年以上、30年近くなるでしょうけど。こういうものですね、こういうものを、 校納金袋をですね、私はあまり記憶にないんですけれど、母親は渡していたと思うんです。今も こういう形なんですよ。もう私ね、今はあれでしょう、何と言いましょうかね。今は通販、イン ターネットによる通販ですか。若い人たちでも、我々だって預金口座を入れているわけですし、 そして実際いろいろなものを通販で買い物したりする時代なんですよ。時代遅れも甚だしいです ね、こんなのね。しかも小学校1年生の子供にね、2,000円から3,000円のお金を毎月 配っているわけですね。これ県のほうから、学校からいただいたわけですけど教育委員会を通し て。小学校6年生、国語テスト、算数テスト、何とかテスト、理科テスト、漢字テスト、名札、 マスク、アルバム、学級費3,000円。これを4月に集金袋にやるわけですね。小学生もあり ますよ。小学校はやっぱり2、000円、名札とか2年生1組ですね、健康センター掛け金、 ノート3冊、計算スキル、漢字スキル、これ2,000円。各学校3校と中学校からいただきま した。そういうのを先生方が各家庭に児童・生徒を通して渡して、これも渡すでしょうね。子供 に入れて先生が受け取る。そして想像してください。先生がクラスに持ってきた子供からこれを もらって、そして職員室に帰ってお金を数えて、そしてこれを印鑑を押して返すと。で、先生は 何をしているかというと、各クラスの担任の先生は、そういう集金袋の30人なら30人のを袋 に入れて、計算して箱の中に入れて、金庫に入れる。職員室の。それを校長がそれを修学旅行代、 何とか代、何とかということを事務といろいろな計算しながらやっているらしいですね。時代遅 れも甚だしいなというふうに思います。

それで、こういう銀行引き落としをやっている学校に問い合わせしたり、それから特にですね、 北九州市の——それで聞いたわけですけど。北九州市と三井郡大刀洗町の小中学校、小郡市の 教育委員会、ちょっと問い合わせしてみました。そうしましたらね、北九州市が非常によくつか んでいまして、もう三十数年、四十年近くなるんじゃないでしょうかと。わかりませんといつから銀行引き落としにしたかわかりませんということですが。じゃあなぜ、現金引き落としにするのはなぜですかと言いますと、現金を直接扱うことがない利便性がありますと。効率的で便利です。安全性、盗難や紛失、現金の管理はもう任せております。未納対策です。子供が納付日忘れとか納付書忘れ、袋の紛失等がありますから未納対策にもなります。そして確かにですね、わずかにではありますが、校納金袋の家庭もありますが、口座引き落としを今、促しておりますので、ほんのわずかでございますと。じゃあ教師はどうかと言いますと、現金の取り扱い一切なし、ノータッチ。負担軽減です。それでじゃあどういうふうにされていますかと聞きましたら、銀行を引き落としの仕組みとしては、保護者は各校の指定の銀行口座に、銀行に口座をつくると。ネットバンキング方式だといいます。情報をデータベース化されるようですね。銀行はね。そして各口座から各業者、例えば給食業者とか、教材費を買うところとか、そういうのは校納金ですね。そういう形で振りかえますと。芦屋町はこうなんですよと言うと、まだそんなことやっているんですか。おかしいですね。先生たち大変ですね。そういうことなんですよ。

まず子供さんがですね、小学校1年生の子どもがランドセルに配って、これを入れてですよ、 危ないですね。ぜひですね、この件については、先ほども言いましたように、すぐにはできない とは思いますが、教育委員会や各学校、それから教職員の先生方、そういう方々と話をされてで すね、ぜひ、この銀行引き落とし化のほうに進めていただけたらなあというふうに、保護者から もそういう話を聞いています。教育長いかがですか。

〇議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

議員御指摘の内容については、もう承知はしております。ただ、実際に芦屋町はまだ口座引き落としにはしておりません。デメリット、メリットある中で、できてない理由として3つ申しあげます。

まず、口座引き落としの場合、手数料が生じ、保護者負担が増となります。公金扱いとならないため、手数料免除となりません。2番目に、月々の納付額が異なる場合が多々あり、事務手続が煩雑となり、その結果、かえって学校側の負担が増大いたします。3点目が、場合によってはシステム導入が必要となり、そのイニシャルコストやランニングコストを誰か負担しなければならない。今現在この3点が大きなデメリット、問題点であると考え、まだ導入できておりません。ただし、議員がおっしゃるようにですね、御時世の流れもありますし、また北九州市や近隣自治体が一部導入しているところもございます。ただ町部におきましては、同じ町の中でも導入している学校、していない学校、統一化できていないところも多々あります。それぞれの学校の実

情に応じて学校長や県の事務官の判断、そして保護者要望等に合わせてですね、検討するようにですね、今回議員の御意見、そして現在の社会情勢につきましては、4校の校長のほうに申し伝えておきます。

以上です。

〇議長 小田 武人君

妹川議員。

〇議員 6番 妹川 征男君

ぜひですね、北九州市がよく話をわかりやすく説明していただきました。細かく説明していただきました。デメリットはあるとは考えられませんし、手数料についてはですね、保護者のほうは負担はいらないというようなことも聞いておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

じゃあ、2番目に行きますが、芦屋中央病院の院外薬局、公募進捗状況についてお願いします。

〇議長 小田 武人君

住民課長。

〇住民課長 岡本 正美君

1点ずつお答えするということでよろしいでしょうか。

応募会社は何者か、書類選考による合格の会社は何者か。ということですが、院外薬局公募に おける応募会社は14者でした。このうちプレゼンテーション審査に進む5者を書類審査にて選 定しました。この内容につきましては、病院に確認した内容によりお答えしています。

以上です。

〇議長 小田 武人君

妹川議員。

〇議員 6番 妹川 征男君

インターネットにですね、詳しくホームページに掲載されていますね。これ、ある人からいただいたわけですけれど。これ見られました。私はこれを見てですね、感想なんですけれど、もともと私は院外薬局反対なんですね。もう最初から、今も反対なんです。なぜかということは、るる、ずっと説明してきましたし、私のニュースレターにも書いてきていますし、そして町民のほとんどの方々が何で院内薬局にしないで、何で院外薬局かという声は本当に大きいものがあります。そういう意味でですね、もう院外薬局を公募されて、その14者の方が応募されて、そして1次審査をやって、2次審査、プレゼンテーション審査において5者を選定したと。そして、その選考委員会によって第1と第2候補、こういうことがあった。2位に選ばれたものが4者で同数であったため、第2候補者と第3次候補者は得点の高い順に決定しましたと、こう書かれてあ

ります。1位は株式会社ミズ、2位がアインファーマーシズ、3位がタケシタ調剤薬局、そして後は出ていますね。私はですね、これを読みながらですね、思うには、点数制でやったということですね。点数制でもってやられたということで、最高得点551.2点、551.25、2番、3番こうなってるわけですけど。芦屋町の場合ですね、プロポーザル審査結果がホームページで掲載されています。大変喜ばしいことですよ、こういう点数制でやればですね。また、大君区に設置された太陽光発電の選考方法も点数制であったと思うんです。確かそういうふうに記憶しています。じゃあ何で特別養護老人ホームの場合は点数制度にしなかったのかなあと非常に疑問に思っております。それはもう、きょうは問いません。

それで、私は産業医科大にもたびたび通っているわけですけど、産業医科大の周辺、門から周辺にはですね、タカサキ薬局、サンキュードラッグ、サン薬局、日本調剤、医生ヶ丘薬局、タケシタ調剤薬局、よしたけ調剤薬局、6者がですね、玄関入口周辺にひしめき合っているわけです。かかりつけ薬局という意味で、ファクスでですね、そこの産業医科大から処方箋はそのところに行きますと処方箋が送信システムでもって、自分が行きたいところにバーッと送って、その薬品があるかどうかを確かめて、お客さんは、患者さんは、安心して自分のかかりつけ薬局のほうに行けることができるということで、処方箋送信システムというのを備えていました。今回、このミズから3位、4位、5位までの薬局はそういう送信システムは、処方箋送信システムを備えているかどうか、わかりますか。

〇議長 小田 武人君

住民課長。

〇住民課長 岡本 正美君

その辺については確認しておりません。 以上でございます。

〇議長 小田 武人君

妹川議員。

〇議員 6番 妹川 征男君

私がこの院外薬局について問題にするのは、患者さんの立場に立ったものではない、やはり院外薬局にすることによって、病院の経営が少しでも利潤が得ることが、確かに間違いありません。その調剤師を雇うこともいらないし、それから院外薬局であれば場所がいりませんし、院外薬局にすればですね。そして、そこの入り口のところの土地の貸付料が入ってきますから、それはプラスになるとは思うんですね。ただですね、この産業医科大と芦屋町病院は規模は相当違うでしょうけれど、この産業医科大の場合は6者の薬局がひしめき合ってるわけですね。そうしますと、あの土地に1者だけしか、どれが決まるかわかりませんが、非常に利益が相当あると思いますね。

だからその点については、やっぱりそれなりの、ただ土地使用代だけじゃなくて、何らかの収入を公式にですね、いただけるものなのかどうかは、それは土地の評価についてですね、これは決まっておりましょうから。私の計算では、平米数を掛けますと年間130万ぐらいかな、ぐらいが入ってきそうですね。だから私としては、これをやっぱり院内薬局にしていただけたら、患者さんも非常に喜ばれただろうなあというふうに思う、そういうふうな感想でございます。

じゃあ、次、3点。職員の時間外労働の実態と休職者について、いきます。

電通の女性新人社員が過労自殺した事件や正規労働者と非正規労働者問題、同一労働同一賃金 問題などでは、国は働き方改革実現会議を立ち上げ、労働者の残業時間等について議論していま す。その中で、36協定の見直し案が出され、労使の代表である経団連と連合との話し合いが続 けられています。これらは民間労働者の場合でもありますが。

私は議員になって6年目ですけれど、総務財政委員会におって2年目ぐらいかな、1年半から2年目ぐらいに、もう都市整備課のある係長さんがですね、もう本当に顔を真っ赤にしてですね、今にも倒れられそうな状況で委員会に出てこられました。そのときの委員会のみんな6人でしたっけ、7人かな。その人たちがもう本当に、お前大丈夫かと。お前過労死やらしたらつまらんぞというようなことを皆さん言われた。私も言いました。本当にですね、そういうことでいつもですね、時間外労働時間が非常に多い。そして残業手当も多い。どうしてこんなに、そうなんだろうか。私が8年、9年前に時々、議員になる前ですよ、役場周辺を通るときがありますけど、もう5時半ぐらいになったらみんなほとんど帰っていた状態があったじゃないですか。そんなに8時9時まで残っている人いませんでしたよ、あんまりね。私も役場の中に入ったわけじゃありませんけれど、電気はついていませんでした。今はもう8時、9時、10時、そういう状況があるものですから、私は実態調査をやってほしいということでお願いしたところ、質問に入るんですけど。

時間外労働時間数及び残業手当総額の平成24年度から27年度の推移を問うと。お願いします。

〇議長 小田 武人君

総務課長。

〇総務課長 松尾 徳昭君

平成24年から27年度までの病院及び競艇事業局を除いた時間外労働時間及び残業時間の総額について、お答えいたします。

平成24年度は1万1,853時間で約2,529万円。平成25年度は1万5,362時間で約3,273万円。平成26年度は1万9,509時間で約4,019万円。平成27年度は2万1,827時間で約4,507万円です。

以上です。

〇議長 小田 武人君

妹川議員。

〇議員 6番 妹川 征男君

総務課から生涯学習課まで出していただきました。競艇とか中央病院については省いておられますが。この平成27年度は残業手当が4,500万円、平成24年度は2,500万円、約2,000万円もふえているわけですね。そして、残業時間は平成24年度は1万1,000、平成27年度は2万1,000円。なぜこのように残業時間がふえ、残業手当が多くなったのか。もう一つはどこの課がですね、一番多い課はどこですか。

〇議長 小田 武人君

総務課長。

〇総務課長 松尾 徳昭君

年度によってさまざまなんですが、24年、25年につきましては、1番多いところにつきましては都市整備課、26年度につきましては学校教育課、27年度につきましては地域づくり課が時間的には1番多いという形になっております。

以上です。

〇議長 小田 武人君

妹川議員。

〇議員 6番 妹川 征男君

企画政策課が2番ですね、27年度について。それで今言われた、地域づくり課が――給与額ですね。12.5%割合。給与額が、失礼しますね、地域づくり課、これですね。平成27年度の給与総額は5,427万3,000円、約5,400万ですね。それに対して時間外勤務手当てが680万です。12.5%が残業手当。なぜこんなに地域づくり課が、よく見てみますと、26年度が9.3%、27年度が12.5%、もっとさかのぼって25年度は3.5%だったのが、年々ふえてきている理由は何でしょうか。

〇議長 小田 武人君

総務課長。

〇総務課長 松尾 徳昭君

地域づくり課につきましては、26年度より、あしや砂像展という形の中で始まっております ので、そこでの時間外がふえているという形になるかというふうに思っております。

〇議長 小田 武人君

妹川議員。

〇議員 6番 妹川 征男君

先ほども言いましたようにですね、やはりあまりにも重労働、加重労働を強いられているのか、 みずからが能力のなさで残業しなくちゃならなかったのかとかいうことは思いませんが、やはり いろいろな仕事等が加算されていく中で、こんなに時間外労働がふえたんだろうなと思うんです けれども。時間外労働時間数が月70時間から80時間、過労死ラインと言われている80時間 を超えた職員数の平成24年度、25年、26、27年度の推移を問いたいと思います。

〇議長 小田 武人君

総務課長。

〇総務課長 松尾 徳昭君

平成24年度から27年度までの競艇事業局と病院を除いた時間外労働時間80時間を超えた職員の延べ人数という形でお答えさせていただきます。平成24年度は6人、平成25年度も6人、平成26年度は15人、平成27年度は35人です。

以上です。

〇議長 小田 武人君

妹川議員。

〇議員 6番 妹川 征男君

今80時間、27年度で結構ですけど、80時間を超えた方が何人と言われました。

〇議長 小田 武人君

総務課長。

〇総務課長 松尾 徳昭君

27年度は35人です。

〇議長 小田 武人君

妹川議員。

〇議員 6番 妹川 征男君

じゃあ、その35、延べでしょうけどね、その90時間とか、その35人の延べですけど、90時間とか100時間を超えた方は。

〇議長 小田 武人君

総務課長。

〇総務課長 松尾 徳昭君

平成25年度で80時間を越えているという形でしましたけれど、90時間以上という形で行きますと90時間から100時間を超えた職員については9人、100時間以上については17人という形になります。

〇議長 小田 武人君

妹川議員。

〇議員 6番 妹川 征男君

確認ですけれど、100時間を超えた方は17人。町長、今これでですね、もう御存知だと思うんですけど。今、この過労自殺というのは民間企業だけではなく、地方自治体職員にも波及しているんですね。もう皆さん方が御存知のように、福岡県の糸島市の職員が自殺していますね。市が適正な業務分担を怠ったとして、控訴審では地裁判決を変更して逆転判決で、高裁で負けたわけでね、市はね。糸島市に対して賠償命令が出されています。疲労や心理的負担、負荷が過度に蓄積していたと。そして自殺直前の1カ月の時間外労働は約114時間に及んでいたと。まあ、まさに青天井、労働者、地方公務員ですよ。働かせていたんですね。どうでしょう、過労死ラインと言われる月80時間以上働いている人が35人。まして、その100時間を超えている人が17人、延べですけれども。いらっしゃるということについて、どう考えられますか。

〇議長 小田 武人君

町長。

〇町長 波多野茂丸君

いろいろな要因があるわけでございますが、まずですね、よく議員も御存知のように、団塊の世代の職員が大量に退職いたしました。新人が大量に、まあ大体、今、何割ぐらい、4割、40%という形の中で、まあ恐らく、その課長さんたちも残業を強制しているのではないと思います。聞いたことはないんですが。多分、やっぱり私もたまに土日、来るんですけど、土日にですね、結構若い職員が、何しようとと言うと、ちょっと仕事が残っているからというような形でですね。これはある意味、その過渡期では無いかと私は思っております。それと先ほど課長が言いましたように、砂像の問題、地域づくり課では砂像の問題。それからですね、今、国がいろいろな形の中で法律、それからをどんどん変えていっています。そのたびに、いわゆる法整備をしなくてはいけない。条例も変えなくてはいけないということでですね、次から次に、全部これは国から県に行って、県は各自治体に説明をするだけ、やるのはもう末端自治体。これは芦屋だけの傾向ではないと思います。一応ちょっと他町、こういうことを他町に聞くのもなんですけど、これはおそらく、全国の自治体では同じような傾向になっているのではないかと思っております。ただ、ただやはり、早く帰るようにですね、そういうふうな形の中で指導はしていきたいと思います。

以上でございます。

〇議長 小田 武人君

妹川議員。

〇議員 6番 妹川 征男君

じゃあぜひですね、職員組合の皆さんとお話をされてですね、今は東京都政でも、もう8時以降は電気を消しなさいとかですね、こういうふうなこと言われていますから、そういう形で進められていったらどうかなと思っています。

そして3番目、芦屋町職員の休職者の平成24年度、25年度、29年2月における人数の推移を問うと。芦屋町職員の休職者は他町と比較してどうかということについてお尋ねします。

〇議長 小田 武人君

総務課長。

〇総務課長 松尾 徳昭君

休職者の推移につきましては、年度の末という形でお答えさせていただきます。

平成25年3月末で1人、平成26年3月末で2人、平成27年3月末で2人、平成28年3月末で3人、今年、平成29年2月末で、現在6人という形で休職者は出ております。 以上です。

すみません、もう1件でしたね。一緒にあと、休職者の他町と比較してという形になりますけれど、他町をちょっと確認いたしましたところ、現在休職者が出ているところにつきましては、中間と岡垣が休職者がいるという形で、人数につきましてはちょっと差し控えたいと思いますけれど、芦屋町は6人という形で一番多いという形ではなっております。

以上です。

〇議長 小田 武人君

妹川議員。

〇議員 6番 妹川 征男君

時間が差し迫ってきましたけども。そういう6名の方でですね、精神的障害の労災認定基準に 該当している人がいるのかなとかですね、それから町長は休職者の方とですね、本人と話し合っ ているのかな。そういうことも質問したかったんですが、時間がありません。

ある市の消防本部の男性集団が新人職員に辞めるなら早く辞めろとどなったりですね、部下や 上司に対して、ボンクラとかですね、暴言を吐いた、いわゆるパワハラ行為を繰り返した。その 13人を処分しておりますね。先日の新聞に載っておりました。

実は、先日、私のところに電話が入りました。役場のある課で部下と思われる若い職員に対して大きな声でどなっていたということを耳にいたしました。6人の休職者の中にはパワハラ、セクハラ、嫌がらせなどを受けたという因果関係があるのではないかな、どうだろうかな。役場内では、本当に働きやすい環境に置かれているのか。そのために環境改善の施策が図られているのかと。

最後にですね、時間が来ましたね。セクハラ委員とか、パワハラ委員会の委員の相談員がいるのかなというふうなことを思いますし、無駄な仕事を強いていないのかと。そういうことを疑問に思うというか、非常に私自身、不安と言いましょうかね、危機感を覚えているところです。時間が来ましたので、一般質問を終わりたいと思います。

〇議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。